平成２３年（フ）第８１９６号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目17番17号　シティ・エルⅡ405号室
債務者　佐々木恵理子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１８号
大阪府門真市栄町10番22号
債務者　野口電設こと　野口　要一
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２６０号
大阪市東成区大今里南６丁目16番20―216号
債務者　岡田　晃典
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４５１号
大阪市淀川区木川西１丁目８番24―201号
債務者　大川　将輝
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４８２号
大阪市福島区海老江８丁目11番９号
債務者　天辰由佳子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６０３号
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番３―303号
債務者　山﨑知恵子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７５０号
大阪市生野区鶴橋５丁目11番18号
債務者　今村淑姫こと　李　　淑姫(旧姓山崎)
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８１７号
大阪市中央区東平１丁目４番17号　302号室
債務者　横井　高見
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８１８号
大阪市中央区東平１丁目４番17号　302号室
債務者　横井　利子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００１号
兵庫県尼崎市神田南通６―190　メゾン光和205、住民票上の住所兵庫県尼崎市西難波町４丁目４番１―404号
債務者　北川　真一
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２９号
兵庫県尼崎市大庄西町３丁目３番17号　エステートピア武庫川105
債務者　鴨川　時哉
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５２号
兵庫県西宮市下葭原町４番26―506号、前住所兵庫県西宮市浜町９番29―302号
債務者　船橋　　綾
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０７０号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目57番地
債務者　武田　弘行
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１４号
長崎県長崎市西山本町14番13号、旧住所長崎市大園町９番11―604号
債務者　原田　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
長崎県長崎市川平町1070番地４　市営川平アパート６棟407
債務者　片山由美子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
埼玉県東松山市大字石橋1689番地５　県営東松山石橋２―301
債務者　柳浦日出子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５３２号
静岡県沼津市原427番地の38
債務者　大木　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５５号
堺市堺区北旅籠町西１丁３番30号
債務者　森田由美子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係